

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 27 日 (金) 第 705 号 の 6



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 教 育 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 立 高 等 学 校 学 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (教 職 員 課 取 扱 い) 1

### 教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 職 員 安 全 衛 生 管 理 規 程 及 び 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 公 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (教 職 員 課 取 扱 い) 4

### 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

- 鹿 児 島 県 立 学 校 長 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 専 決 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (教 職 員 課 取 扱 い) 4

### 人 事 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 職 員 の 定 年 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (総 務 課 取 扱 い) 5

## 教 育 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 立 高 等 学 校 学 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

### 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 15 号

鹿 児 島 県 立 高 等 学 校 学 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(鹿 児 島 県 立 高 等 学 校 学 則 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 立 高 等 学 校 学 則 (昭 和 27 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 8 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 14 条 第 2 項 中 「応 じ て」 の 次 に 「副 校 長 ,」 を 加 え る。

(鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 夜 間 管 理 手 当 支 給 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正)

第 2 条 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 夜 間 管 理 手 当 支 給 に 関 す る 規 則 (昭 和 30 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 3 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 1 条 中 「担 当 す る」 の 次 に 「副 校 長 ,」 を 加 え る。

(鹿 児 島 県 立 特 別 支 援 学 校 学 則 の 一 部 改 正)

第 3 条 鹿 児 島 県 立 特 別 支 援 学 校 学 則 (昭 和 31 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 10 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 12 条 第 2 項 中 「応 じ て」 の 次 に 「副 校 長 ,」 を 加 え る。

(鹿 児 島 県 立 学 校 管 理 規 則 の 一 部 改 正)

第 4 条 鹿 児 島 県 立 学 校 管 理 規 則 (昭 和 31 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 12 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 40 条 第 2 項 中 「教 頭」 の 次 に 「(副 校 長 を 置 く 学 校 に あ つ て は 副 校 長 及 び 教 頭)」 を 加 え る。

第 41 条 第 1 項 の 表 を 次 の よ う に 改 め る。

代 決 す る 事 務 の 内 容	代 決 者	
	第 1 位 代 決 者	第 2 位 代 決 者
1 2 に 掲 げ る 事 務 以 外	教 頭 (副 校 長 を 置 く 学 校 に	事 務 長 (副 校 長 を 置 く 学 校 に

の事務	あつては副校長)	あつては教頭)
2 財務会計, 施設・設備の管理に関する事務	事務長 (副校長を置く学校にあつては副校長)	教頭 (副校長を置く学校にあつては事務長)

第41条第3項中「教頭」を「第1項の場合において、教頭」に改める。

(鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則の一部改正)

第5条 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則 (昭和32年鹿児島県教育委員会規則第16号) の一部を次のように改正する。

別表第1アの表及びイの表中「教頭」を「副校長  
教頭」に改める。

別表第5及び別表第6中「教頭」を「副校長及び教頭」に改める。

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第6条 教育職員の給料の調整額に関する規則 (昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号) の一部を次のように改正する。

別表第1特別支援学校の項中「教頭」を「副校長及び教頭」に改める。

(産業教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第7条 産業教育手当の支給に関する規則 (昭和33年鹿児島県教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

第2条の2第1項中「教頭」を「副校長、教頭」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第8条 管理職手当の支給に関する規則 (昭和34年鹿児島県教育委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

別表第3中「校長 (別表第1及び別表第2に定める者を除く。)」を「校長 (別表第1及び副校長  
別表第2に定める者を除く。)」に改める。

(定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第9条 定時制通信教育手当の支給に関する規則 (昭和36年鹿児島県教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「校長」の次に「及び副校長」を加える。

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第10条 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則 (昭和50年鹿児島県教育委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

第2条中「校長」の次に「副校長」を加える。

(職員の服務の宣誓に関する規則の一部改正)

第11条 職員の服務の宣誓に関する規則 (昭和51年鹿児島県教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

別表学校の職員の項中「校長教頭」を「校長、副校長及び教頭」に改める。

(鹿児島県学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第12条 鹿児島県学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (平成2年鹿児島県教育委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

別表中「職務の級3級の職員 100分の10」を

「職務の級3級の職員 100分の10  
(教育委員会  
が人事委員会  
と協議して定  
める職員にあ  
に改める。

	つては、100 分の15)
--	------------------

(鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正)

第13条 鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則（平成3年鹿児島県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第3条の2第1項第1号中「校長」を「校長及び副校長」に改める。

(鹿児島県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第14条 鹿児島県立学校職員の人事評価に関する規則（平成18年鹿児島県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中

教頭，事務長及び船長	校長	教育長	教育長
教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，養護助教諭，実習助手及び寄宿舎指導員	教頭	校長	教育長

を

に改める。

副校長，教頭，事務長及び船長	校長	教育長	教育長
教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，養護助教諭，実習助手及び寄宿舎指導員	教頭（副校長を置く学校にあっては副校長及び教頭）	校長	教育長

(鹿児島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第15条 鹿児島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成18年鹿児島県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中

を

教頭	校長	市町村教育長	市町村教育長
教諭，養護教諭，助教諭，養護助教諭，事務職員並びに学校に勤務する栄養教諭及び学校栄養職員	教頭	校長	市町村教育長

に改める。

副校長及び教頭	校長	市町村教育長	市町村教育長
教諭，養護教諭，助教諭，養護助教諭，事務職員並びに学校に勤務する栄養教諭及び学校栄養職員	教頭（副校長を置く学校にあっては副校長及び教頭）	校長	市町村教育長

(鹿児島県立中学校学則の一部改正)

第16条 鹿児島県立中学校学則（平成26年鹿児島県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条中「中学校に」を「中学校には」に、「事務職員その他必要な職員」を「養護教諭及び事務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 中学校には、前項のほか、必要に応じて副校長，栄養教諭その他必要な職員を置く。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 教育委員会訓令

### 鹿児島県教育委員会訓令第 2 号

鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程及び鹿児島県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程及び鹿児島県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

(鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正)

第 1 条 鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成17年鹿児島県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 8 項中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 副校長

(鹿児島県教育委員会公文書管理規程の一部改正)

第 2 条 鹿児島県教育委員会公文書管理規程（令和 6 年鹿児島県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第18条第 1 号ウの表を次のように改める。

ウ 県立学校

決 裁 区 分		記 号
校 長		甲
副 校 長		乙
教 頭		丙
事 務 長		丁

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 教育委員会教育長訓令

### 鹿児島県教育委員会教育長訓令第 2 号

鹿児島県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和60年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「代わつて」の次に「副校長，」を加える。

第 7 条中「教頭」を「副校長，教頭」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「教頭」を「副校長，教頭」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(副校長の専決事項)

第 3 条 校長の権限に属する事務について、副校長が専決できる事項は、校長が定める事務とする。

別表第 1 中「第 3 条」を「第 4 条」に改める。

別表第 2 中「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 人事委員会規則

鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

### 鹿児島県人事委員会規則第 4 号

鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の定年等に関する規則（昭和 60 年鹿児島県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「校長」の次に「，副校長」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。